

件名	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
主管課	人事課
改正条例	職員の給与に関する条例 教育職員の給与に関する条例 特別職の職員の給与及びその他の給付に関する条例 教育長の給与、退職手当、旅費及び勤務時間等に関する条例 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例 一般職の任期付職員の採用等に関する条例

【改正の概要】

人事委員会勧告を実施するための給与の改定（給料表及び諸手当の改定）
 給与改定率 1.06%（給料 0.99%、諸手当等 0.07%）

- 1 給料表の改定
各給料表の給料月額引下げ
- 2 扶養手当の改定
配偶者 月額 14,000円 13,500円（500円）
- 3 初任給調整手当の改定
 - (1) 医療職給料表（一）、大学教育職員給料表の適用を受ける医師等
最高支給限度額 月額 311,400円 307,900円（3,500円）
 - (2) (1)以外の医師等
最高支給限度額 月額 50,800円 50,200円（600円）
- 4 期末手当の改定
 - (1) 平成15年12月期の期末手当の支給割合の引下げ(0.15~0.25月分)
 - (2) 平成16年度以降の期末手当の年間支給割合の引下げ(0.15~0.25月分)

	現行		15年度		16年度		改定
	6月期	12月期	6月期	12月期	6月期	12月期	
一般職	1.55	1.70	1.55	1.45	1.40	1.60	0.25
特定幹部	1.35	1.50	1.35	1.25	1.20	1.40	0.25
再任用	0.85	0.90	0.85	0.75	0.75	0.85	0.15
再任用特定幹部	0.75	0.80	0.75	0.65	0.65	0.75	0.15
特別職等	1.70	1.80	1.70	1.60	1.60	1.70	0.20

- 5 通勤手当の改定
 - (1) 通勤に要する額の算出期間 1箇月 最長6箇月
 - (2) 支給方法 毎月支給 支給単位期間ごと一括支給
 - (3) 交通機関等利用者等の限度額 全額支給限度額 45,000円 60,000円（15,000円増）
2分の1加算限度額 7,500円 廃止
 - (4) 離職時等の場合の返納規定を追加
- 6 非常勤職員日額支給限度額の改定
日額 38,400円 37,900円（500円）
- 7 平成15年12月期期末手当に関する特例（調整措置）
次に掲げる額を、12月期期末手当で減額調整
 - (1) 平成15年4月1日の給料、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当の基礎額、月額の特殊勤務手当、管理職手当、初任給調整手当、農林漁業改良普及手当、教職調整額等の月額に較差率(1.07%)を乗じて得た額に、4月から11月までの月数を乗じて得た額
 - (2) 平成15年6月に支給された期末手当と勤勉手当の合計額に較差率(1.07%)を乗じて得た額

施行日 平成15年12月1日。ただし、4(2)、5及び6は、平成16年4月1日

【その他参考事項】

平成15年4月の県内の民間給与（391,706円）と県職員給与（395,929円）との較差
 月額 4,223円（1.07%）